

Newsflash 関税

日系企業の皆様に関係のある関税に関するトピックを2つ、下記にて解説いたします。1つ目の記事は米国での判例、2つ目はドイツでの判例です。



非市場経済の「ファーストセール・ルール」の適用可能性

2022年8月11日、米国連邦巡回控訴裁判所（以下、CAFC）は、Meyer Corporation v. U.S.*1)に関する判決を下しました。本判決は、関連企業、特に非市場経済内（non-market economy、以下 NME。アメリカ合衆国のアンチダンピングおよび相殺関税の対象国を指す）におけるファーストセール価格の利用を取り上げたもので、CAFC は最終的に NME においてファーストセール価格が適用される可能性があるとの見解を示しました。

本判決は、国際貿易裁判所（Court of International Trade 以下、CIT）の2021年の同事案の原判決により提案されたファーストセール・ルールの潜在的な制限を否定するものです。*2)本判決の下級審判決では、Nissho Iwai American Corp. v. U.S *3)の判例に依拠し、

Meyer Corporation は、ファーストセール価格を取引価格とするには、米国連邦貿易裁判所が示した次の4つの要素を証明しなければならないとしました。(1)正当な売買であること、(2)米国向けであることが明らかであること、(3)独立企業間価格と同等の価格に基づく取引であること、(4)市場以外の歪曲的な影響を受けない取引であること。

CAFC の控訴審では、下級審が Nissho Iwai American Corp.v. U.S.の判例の解釈を誤り、独立企業間取引の成立の際に求められる基準を超えた不適切な要件を課したと判断しました*4)。CAFC は、NME が取引価格に及ぼす影響を考慮することは根拠がないと述べています*5)。

CAFC は、この判決を下すにあたり、法令上の文言は独立企業間取引 6) を決定することのみを要求していることを再確認し、その分析の焦点は、買い手と売り手の関係に限定され、政府による NME への介入は含まれないと説明しました。

米国は、輸入国へ貨物が到着する前に複数の取引が行われる際の関税評価について、ファーストセール価格の使用をまだ認めている数少ない法域の一つです。取引価格は、通常、米国への輸入に先行して行われた最初の取引において実際に支払われた価格であり*7)、ファーストセール・ルールは、多段階の取引におけるどの購入価格が評価の基準として許容されるかを定めています。ファーストセール価格は、取引価格の要件を満たし、関税軽減策をサポートするための鍵となっています。Nissho Iwai American Corp.v. U.S.のケースにおいて、CAFC は、ファースト・セール・ルールの

使用は、先述の最初の3つの要素(1.正当な売買であること、2. 米国向けであることが明らかであること、3. 独立企業間価格と同等の価格に基づく取引であること)の証明が可能な場合にのみ適用され、NMEの影響については言及も考慮もしないとしています*8)。

CAFCのMeyer Corporation v. U.S.の判決が出るまで、米国の輸入業者は、中国やベトナムなどのNMEからの輸入品にファーストセール・ルールを適用し続けることが可能かどうか、あるいは負担の大きいデューデリジェンスが必要であるかどうかについて、疑問を払拭できずにいました。幸いなことに、今回の控訴審判決は現状をほぼ維持し、Nissho Iwai American Corp. v. U.S.の判例基準に依拠するファーストセール・プログラムに一定の確実性を与えています。このポジティブな結果を受けて、我々は、ファースト・セール・プログラムの発展および拡大に対する関心が再び高まることを期待しています。ファースト・セール・ルールの適用可能性や関連する利益についてご質問がある場合は、弊社までご遠慮なくお問い合わせください。

(注)*

1. Meyer Corporation v. United States, Case No. 21-1932 (Fed. Cir. Aug. 11, 2022)
2. Meyer Corporation v. United States, No. 13-00154, 2021 WL 777788 (Ct. Int'l Trade Mar. 1, 2021)
3. Nissho Iwai American Corp. v. United States, 982 F.2d 505 (Fed.Cir. 1992)
4. 19 U.S.C. § 1401a(b)
5. Meyer Corporation v. United States, Case No. 21-1932 (Fed. Cir. Aug. 11, 2022) at 11
6. 19 U.S.C. § 1401a(b)(2)(B)
7. Codified in 19 U.S.C. § 1401a(b)
8. Nissho Iwai American Corp. v. United States, 982 F.2d 505 (Fed.Cir. 1992) at 509.

ドイツ連邦財政裁判所、浜松ホトニクス訴

訟の上告を棄却

ドイツ連邦財政裁判所 (Bundesfinanzhof、以下 BFH) は、2022年5月17日に下した判決 (2022年9月29日公表) において、関税の還付申請をめぐる上告を関税法の観点から棄却し、同時に、関連グループ会社間の取引に関する将来的な移転価格と関税評価に多大な影響を与える可能性のある、多くの基本的判断を示しました。本件は浜松ホトニクス社のドイツ子会社に関するもので、輸入貨物の関税価格を申告する際、ドイツ子会社は親会社の販売価格である取引価格を関税評価額として申告していました。また、2006年10月から2010年9月に行われた日本親会社およびドイツ子会社間の取引を対象とする事前合意 (APA) が両国間で2009年に成立しました。当該APAは、両者の移転価格を「残余利益分割法 (移転価格が公正妥当な基準レンジに適合していることを確認するために使用する手法) 」に基づいて暫定的に設定することが合意されました (これに関し税関の関与はなし)。争点となったのは、年度末に日本の親会社とドイツ子会社の利益水準が当該期間の目標水準を下回っていたことから、両者の利益を目標水準まで引き上げるため、日本本社はドイツ子会社に対して一括のクレジットノートを発行したことを受け、ドイツ子会社が遡及的に価格の下方調整を行ったことにあります。このため、輸入申告額の遡及的な引き下げによる関税の還付申請を行いました。この還付は、税関界で大きな注目を集めたCase C-529/16の2017年12月20日の欧州司法裁判 (European Court of Justice、以下 ECJ) 判決に基づき、最終的にミュンヘン地方財政裁判所によって拒否されました。浜松ホトニクス社は、その判決を不服としBFHに上告していましたが、BFHは、これを棄却しました。

本判決にあたり、BFHの以下の基本的な判断は非常に注目に値します。

- > 輸入時に輸入貨物の価格を確定できない場合には、請求額に基づいて関税額を決定する取引価格法の適用が除外されることをBFHが示しました。この見解は、前述のECJ判決に基づくものであるため、目新しいものではありませんが、結果的に注目すべきことと言えます。
- > 関税価格を決定するためのいわゆるフォールバック方式（適切な価格を決定できない場合は、以前に決定された価格および方法に基づき、妥当な範囲の柔軟性を踏まえて評価額を算定できる方法）も同じ理由で除外されます。「このことから、ECJの判決によれば、取引価格の一部が当初請求・申告された金額と会計期間終了後の一括調整額からなる場合、関税法は合意された取引価格を関税価格の算定基準として使用することを認めないことになる。会計期間の終了時に当該調整が上方、下方のどちらになるか不確定である場合、いずれにせよ、関税法第31条に基づくフォールバック方式による関税価格の決定についても最終的に除外されると言える」（判決第49項）。
- > BFHによると、遡及的な価格調整は、通関価格の決定に影響しないとしています。「いかなる場合においても、全ての関税価値決定方法の枠内において、移転価格調整は、所得税法上の手段である。また、移転価格の調整は、係争を回避し移転価格リスクを低減するための所得税法上の手段としては機能するが、確定的な通関価格には影響を与えない。これは通関価格の決定が物品の移動と申告日を基準としていることが実証されているためである」（判決第59項）。

- > 上記の判断によれば、BFHは遡及的な下方修正のみならず上方修正に関しても明示的に否定していることとなります。従って、遡及的に仕入価格が上昇した場合でも、課税価格は変更しないこととなります。

勿論、BFHの判決は、ECJの判決とは異なり、欧州連合全体に対して直接的な影響を与えるものではないことは強調しなければなりません。しかしながら、EU全体の関税評価法（基本原則という点では事実上、世界中の関税評価法）に関わるこれらの判決が今後どのような影響を及ぼすか、非常に興味深いと言えます。

同裁判所は、遡及的な価格調整が移転価格制度の適用に基づくAPAの範疇外で行われた場合でも、「最終的な通関価格に影響を与えない」という一般的な見解を示しました。本見解は、結果として、関税の遡及徴収を防ぐことになるため、潜在的かつ多大な影響力を持つ可能性があります。

また、今回のケースでは、輸入時に、税関当局は移転価格調整が遡及的に適用されることを把握していませんでした。税関当局との事前の取り決めがあった場合に評価が異なっただかどうかについては不明です。しかしながら、税関当局に遡及的な課税の増減について事前に相談していたとしても、価格調整の定義が明確でなかったこと、価格調整が上方または下方修正のいずれになるかが明らかではなかったことから、異なる見解となった可能性は低いと考えざるを得ません。

BFHおよびECJは、さらに、浜松ホトニクス社が製品別・輸入取引別に価格調整額の配賦を行わなかったことを批判します。この点に関しても、例えばインボイスの訂正などを通じて、より正確な配賦を行った場合、評価が異なるかどうかは非常に疑問であると言えます。

そのため、ドイツおよび他のEU加盟国の税関当局がこの判決にどのように解釈するかが注目されます。弊社は、同様の状況にある企業に対し、遡及的な価格調整に基づく関税

の遡及徴収に関する税関当局からの通知に対し、異議申し立て申請を行うことをお勧めします。これまで定期的かつ積極的に移転価格調整に基づく遡及的な通関価格の修正申告を行ってきた企業は、本判決の影響についての管轄税関当局の見解をご確認されることを推奨致します。もし、税関当局が申告の訂正を要請し、その後、追徴金の納付を要求してきた場合には、問題が最終的に明らかになるまで、査定書に法的効力が発生してしまうのを回避するために、再度、異議申し立て申請を行う必要があります。

コンタクト



Kay Masorsky
Kay.Masorsky@wts.de
 M. +49 1622444835



Matthias Wulf
Matthias.Wulf@wts.de
 M. +4915158544570

編集

Tomomi Uchikawa
Tomomi.Uchikawa@wts.de
 M. +49 151 70227881

Ai Wegner
Ai.Wegner@wts.de
 M. +49 160 94740838

弊社 Japan Tax Desk について

WTS の Japan Tax Desk (以下 JTD) は、世界中の日系企業にサービスを提供することに強い情熱を持った税務専門家のネットワークです。JTD のメンバーの多くは日本語に堪能であり、また日系企業との長年の取引経験を有します。

本ネットワークの主軸は、日本のトップマネジメントと文化的・言語的な橋渡しをすることに重点をおいたサービス提供にあります。日本本社との橋渡しのみに限らず、海外拠点の経営陣にも適切なキーメッセージを伝える際のサポートを致します。この橋渡し機能は、国内外のクライアントから高い評価を頂いております。

JTD は下記の主要海外拠点においても担当者がおり、貴社のビジネスを現地にて直接サポートすることが可能です。

詳細に関しては弊社 website をご覧ください: [Japan Tax Desk | WTS Tax Advisory](#)

Imprint

WTS Hamburg
 Brandstwierte 4, 20457 Hamburg
 T +49 40 3208666-0
info@wts.de

[Disclaimer e.g.: The above information is intended to provide general guidance with respect to the subject matter. This general guidance should not be relied on as a basis for undertaking any transaction or business decision, but rather the advice of a qualified tax consultant should be obtained based on a taxpayer's individual circumstances. Although our articles are carefully reviewed, we accept no responsibility in the event of any inaccuracy or omission. For further information please refer to the author.]